

[論文]

## 四年制大学における介護福祉士養成の現況と課題

吉 留 久 晴

### 1. はじめに

本稿は、高等教育段階での職業教育、とりわけ職業資格取得と結びついた職業教育に関する研究の一環として、四年制大学（以下、「大学」と表記）における介護福祉士養成を研究対象として取りあげ、同養成に関する現況や動向、課題について明らかにしようとするものである。

ここ数年、介護人材の需給逼迫がたびたび話題となっている。実際、2014年度の人材需給推計（暫定値）によれば、2025年には約30万人もの介護人材が不足するという<sup>(1)</sup>。このように、介護人材に対するニーズが高まっているにもかかわらず、大学の介護福祉士養成課程では、入学者の定員割れや学生募集の停止といった事態が生じている。また、後に詳述するように、介護福祉士資格は、大学で養成教育を受けなくても取得することができる。このような事実からも、大学における介護福祉士養成について検討する必要性が浮かび上がってくる。

さて、研究状況に目を向けると、介護福祉士養成のためのカリキュラム基準にかかる研究<sup>(2)</sup>については、これまで一定程度取り組まれていることがわかる。しかしながら、意外にも、先行研究の中で、大学における介護福祉士養成に焦点をあてたものは、それほど多くない。

比較的少数の研究成果の中で、学術的に注目に値するのは、『介護職の誕生』というタイトルで上梓されている白旗希実子の研究書<sup>(3)</sup>である。同書において、教育社会学のプロパーである白旗は、専門職論の立場から、「介護職に関係する各機関・各団体の利害対立と葛藤及びそのパワーバランスに着目し、日本において介護を専門的な業とする『介護職』が誕生するプロセスとその構造を明らかにすること」<sup>(4)</sup>を試みている。かかる研究書の中で、本稿のテーマにとりわけ関連するのは、大学教員6名に対するインタビュー調査に基づいて、大学における介護福祉士養成の様相の一端を浮き彫りにしている第5章第4節の内容である。白旗は、同調査の結果に即して、「現在、介護福祉士養成教育を大学で行うことの意義及びその正当性は曖昧なものに留まり、大学教員間の共通認識も生まれていない状況」にある<sup>(5)</sup>という重要な指摘を行っている。ちなみに、大学で介護福祉士を養成する意義や根拠の解明を試みた本格的な研究は存在しない。

(1) 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会『2025年に向けた介護人材の確保一量と質の好循環の確立に向けて—』、2015年、1頁。

(2) たとえば、最新の研究の1つとして、以下の文献を挙げることができる。嶋田直美「介護福祉士養成教育を中心問題—専門性の構築に向けて—」『桃山学院大学社会学論集』第48巻第2号、2015年。

(3) 白旗希実子『介護職の誕生—日本における社会福祉系専門職の形成過程—』東北大学出版会、2011年。

(4) 同上、並頁。

(5) 同上、218頁。

その他の研究は、大学で介護福祉士養成に携わっている教員がアンケート調査<sup>(6)</sup>、とくに卒業者を対象として同調査を実施し、その回答結果を集計・分析したものが主流となっている。

たとえば、鈴木真智子らの共同研究<sup>(7)</sup>は、日本社会事業大学の社会福祉学部の卒業者4,835名に対して実施したキャリア形成と大学の役割に関する調査（回収率44.7%）で、在学中の履修コースを「介護福祉」と回答した139名のキャリア形成の状況などについて分析を行っている。興味深いのは、同調査研究において、回答者が卒業後、最初にソーシャルワーク以外の対人援助業務に5～10年程度従事した後、相談援助業務を行っているケースが比較的多いことが浮き彫りにされている点である。鈴木らは、日本社会事業大学で介護福祉士と社会福祉士の2つの資格が同時取得できることから、初職に就いた当初から、こうした移行が回答者の念頭にあった可能性や、回答者の約8割が女性であるため、子育てを行う時期に、ソーシャルワーク以外の対人援助業務から夜勤のない相談業務に移行している可能性を指摘している<sup>(8)</sup>。

また、佐々木宰の研究<sup>(9)</sup>は、大妻女子大学の介護福祉学専攻の卒業者217名に対して実施した調査（回収率34.4%）に即して、介護職の社会的位置づけに対する回答者の満足度や、職業実践に対する大学での学びと生活の効果などを分析している。佐々木が、同調査の分析結果に基づきながら、「現場実践者が抱えるジレンマは理想と現実（目指すべき専門性と低い社会的評価・待遇等）、理論と実践のギャップからなり、養成校卒業生は在学中の学習経験の分だけそれが大きくなる可能性」があり、とりわけ「四年制大学の場合、量的にも時間的にも学ぶ内容が多くなる」ため、「それは大きくなるかもしれない」と指摘している<sup>(10)</sup>点は示唆に富む。

以上のような指摘を踏まえつつ、以下、本稿では、職業教育学研究という立ち位置から、①介護福祉士に求められる能力の水準（資格の水準）や、②介護福祉士に不可欠な能力の形成手段（資格の取得ルート・方法）、③介護福祉士の職務上の地位や待遇（資格の取得効果）という点に注目しながら、大学での介護福祉士養成の現況及びその意義や在り方をめぐる議論動向について検討してみたい。

(6) その結果を報告している文献として、ここでは、さしあたり以下の2つを挙げておく。宮内寿彦「介護福祉士養成大学の現状に関する一検討」『十文字学園女子大学人間生活学部紀要』第8巻、2010年。吉田弘美、佐藤直由「4年制課程における介護福祉教育に関する一考察—学生の意識調査より—」『保健福祉学研究』No.1、2002年。宮内の研究では、介護福祉士養成大学連絡協議会及び同準備会が実施した、①「4年制大学における介護福祉士養成に関する基礎調査」（2007年：調査対象は4年制の介護福祉士養成施設56校）と、②「介護福祉士養成大学における人材育成のあり方についての要望に関する調査」（2010年：調査対象は上記協議会の正会員校32校と個人会員60名）という2つの調査の結果が紹介されている。また、吉田と佐藤の共同研究では、大学での介護福祉教育の効果を明らかにするために、東北文化学園大学の介護福祉士養成課程に在籍する4年生33名に対して実施した調査の結果が報告されている。

(7) 鈴木真智子、大山早紀子、大島千帆、古屋龍太、賛川信幸、添田雅宏、大島巖「四年制大学介護福祉士養成課程卒業者のキャリア形成の現状と課題—社大卒業者のキャリア形成と大学の役割に関する全数調査結果から—」『日本社会事業大学研究紀要』第61集、2015年。

(8) 同上、105頁。

(9) 佐々木宰「四年制大学における介護福祉士基礎教育が卒後の実践にもたらす効果と課題」『大妻女子大学人間関係学部紀要』第12巻、2010年。

(10) 同上、58頁。

## 2. 介護福祉士資格の創設

はじめに、大学での介護福祉士養成に関する現況などを検討する前提として、介護福祉士資格がいかなる経緯で、どのような資格として創設されたのかを、必要な範囲で確認してみよう。

第108回通常国会の会期末（1987年4月28日）に、介護福祉士資格の創設を盛り込んだ「社会福祉士及び介護福祉士法」（以下、「福祉士法」と表記）の法案が提出された。この法案の提出理由について、当時の斎藤十朗厚生大臣は、「だれもが安心して老人、身体障害者等に対する福祉に関する相談や介護を依頼することができる専門的能力を有する人材を養成、確保して、在宅介護の充実強化を図ることとし、この法律案を提出することとした」<sup>(11)</sup>と説明している。短期間の審議を経て、1987年5月21日に福祉士法案が、衆議院本会議において全会一致で採択されたことによって、介護福祉士資格は社会福祉士資格とともに創設されるに至った<sup>(12)</sup>。かくして、介護福祉士と社会福祉士の両資格は、職能団体の認定資格としてではなく、国家資格として導入されたのである。

ところで、社会福祉士資格については、「かなり前から法制化に向けての取り組みがあった」ものの、介護福祉士資格については、当時、「それほど議論がされていなかった」という<sup>(13)</sup>。にもかかわらず、なぜ福祉士法案が国会に提出されることになったのだろうか。その契機の1つとして、1986年の8月から9月にかけて日本で開催された第23回国際社会福祉会議で、「欧米諸国の代表者から、福祉専門職の資格が制度化されていない我が国の立ち後れ」<sup>(14)</sup>を指摘されたことを挙げることができる。こうした指摘は、「福祉の先進国を自称しようとするわが国にとって、大変に手厳しい」ものであったという<sup>(15)</sup>。そこで、斎藤厚生大臣が政治的判断を行い、「おもいがけず政府提案というかたちで」法案が出されたのである<sup>(16)</sup>。

このように、突如作成・提出されることになった福祉士法案に目を向けると、現在に至るまで介護福祉士資格を特徴づけている、以下のようないくつかの内容が浮かび上がってくる。

第1は、資格の性格についてである。福祉士法案において介護福祉士資格は、名称独占資格として定位された。注目されるのは、法案審議の際、斎藤厚生大臣が「福祉に携わっていただく方については、より多くのそういう気持ちを持っておられる方々にできるだけ携わっていただく」ということが大事であるというふうに思いますので、かえって業務独占にしない方がいいのではないか」<sup>(17)</sup>と答弁している点である。このように、幅広く介護人材を確保するという意図から、看護婦（当時の呼称：

(11) 『第百八回国会参議院社会労働委員会会議録第二号（その一）』1987年5月14日（＝国会会議録1）、4頁。

(12) 西村圭司「社会福祉士及び介護福祉士法の成立過程と介護福祉士養成課程3年制移行への示唆」『江戸川学園人間科学研究所紀要』第29号、2013年、42頁。

(13) 『第百八回国会参議院社会労働委員会会議録第三号』1987年5月18日（＝国会会議録2）、1頁。

(14) 西村圭司、前掲文献、42頁。

(15) 京極高宣『福祉専門職の展望—福祉士法の成立と今後—』全国社会福祉協議会、1987年、130頁。

(16) 小国英夫「社会福祉専門職業化の意味するもの—『社会福祉士及び介護福祉士法』はスタートしたが—」仲村優一、秋山智久（編）『福祉のマンパワー』中央法規出版、1988年、98頁。

(17) 『第百八回国会衆議院社会労働委員会会議録第四号』1987年5月21日、11頁。

以下同様）の資格などのように業務独占資格として位置づけなかつた<sup>(18)</sup>ことは、結果として、介護福祉士資格を取得する必要性を曖昧にしてしまったといえなくもない。実際のところ、人材不足ということもあって、「介護現場では、介護福祉士、ホームヘルパー、無資格者などが混在しており、それぞれの役割が明確化されていない」<sup>(19)</sup>という状態が今も続いている。

第2は、資格の水準及び介護福祉士養成課程の年限についてである。福祉士法案において、社会福祉士資格の水準が大卒者レベルとされたのに対して、介護福祉士資格の水準は高卒2年レベルと措定された。当初の素案では、高卒1年レベルとされていたものの、最終的に「保母さん並みの資格ということで」<sup>(20)</sup>、介護福祉士資格のレベルが定められたためである。それゆえ、介護福祉士は2年課程での養成が原則とされるに至った。ちなみに、法案作成時には、介護福祉士養成課程を看護婦養成課程並みの3年課程にするという意見も存在したが、介護福祉士資格の創設に内心穏やかではない、日本看護協会からの反対が予想されたため、介護福祉士養成課程を3年課程にすることは見送られたという<sup>(21)</sup>。

第3は、資格の取得ルート・方法についてである。この点でも、介護福祉士と社会福祉士では、明白な違いがみられる。社会福祉士資格については、「大学において一定の社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等であって社会福祉士試験に合格した者」<sup>(22)</sup>が資格を取得できるとされた。つまり、社会福祉士資格の場合、体系的な教育を受けた後に国家試験を受験するという形で、資格の取得方法が一元化されたのである。

他方、介護福祉士資格の場合、同法案において多様な取得ルートが認められていた。法案審議時の説明に目を向けると、介護福祉士資格を取得できる者として、「高校卒業以上の者であって一定の養成施設を卒業した者、介護等の業務に3年以上従事した者等であって介護福祉士試験に合格した者または介護等に係る一定の技能検定に合格した者」<sup>(23)</sup>が挙げられていることがわかる。

以上のような3つの取得ルートが示されたのは、厚生省と労働省間の調整の結果であるといわれている<sup>(24)</sup>。実は、同法案の作成途上において、業務が重なる家政婦の団体が介護福祉士資格の創設に強く反対したこともあって、家政婦を抱える労働省と厚生省の調整が難航したのである。結局、「できるだけ多くの家政婦を、介護福祉士のカテゴリーに含めることができる」ようにすることで、厚生省

(18) 名称独占資格として位置づけたことは、「老人ホームの寮母やホームヘルパーという形で業務に従事し、生計を立てている人達が多数いるという実態を考え、また、これらの人達が行っている仕事を『介護』という観念において把握することを法律上強制するだけの学問的・社会的な成熟度がなお不足していたことを考えれば当然の選択であった」という見解もある。古瀬徹「介護専門職資格の課題」仲村優一、秋山智久（編）、前掲文献、157頁。

(19) 石橋真二「介護労働のやりがいを生むキャリアアップ制度の必要性—介護福祉士の資質の向上と専門性の確立のために—」『月刊総合ケア』第16巻第6号、2007年、50頁。

(20) 国会会議録2、4頁。

(21) 蟻塚昌克『証言日本の社会福祉—1920～2008—』ミネルヴァ書房、2009年、276頁。

(22) 国会会議録1、4頁。

(23) 同上。

(24) 北村喜宣「『社会福祉士及び介護福祉士法』の立法過程」『季刊社会保障研究』第25巻第2号、1989年、182頁。

は労働省と妥協を図った<sup>(25)</sup>。それゆえ、厚生省は介護福祉士資格の取得ルートの1つとして、実務経験ルートを認め<sup>(26)</sup>、さらに、「労働省によって監督される、介護に関する技能検定(厚生大臣が、介護福祉士試験と同程度と認めたもの)を経た家政婦」<sup>(27)</sup>にも同資格取得の道を開いたのである<sup>(28)</sup>。

その他、社会福祉士資格とは異なり、介護福祉士資格の場合、養成施設の卒業者に対して国家試験の受験が義務づけられなかつたのは、国家試験業務が膨大になるという実務的な理由もさることながら、福祉関係の資格の中で介護福祉士資格と同じレベルの保母資格（当時の呼称）の場合も、国家試験が課されていなかつたためであるという<sup>(29)</sup>。

以上のように、既存の資格との調整や厚生省と労働省の妥協の末、介護福祉士資格の水準や取得ルート・方法などが設定されたのである。

### 3. 現在の介護福祉士養成の諸相

上記の3つの内容のうち、資格の取得ルート・方法だけが、資格創設時とは違つたものになつてゐる。現在の介護福祉士資格の取得ルートは、「実務経験ルート」「福祉系高校ルート」「養成施設ルート」の3つである。以下、各ルートの内容を概観したうえで、養成施設ルートに含まれる大学の介護福祉士養成課程の現況を確認してみたい。

#### 3-1. 各取得ルートの内容

まず、実務経験ルートについて瞥見してみる。同ルートは、3年以上の介護に関する実務経験を有する者が、国家試験の合格によって資格を取得する方法に該当する。2013年度の実務経験ルートによる資格取得者の数は約8.7万人<sup>(30)</sup>で、3つのルートの中で最多である。なお、同ルートの場合、介護福祉士国家試験の受験要件は、従来、3年以上の実務経験のみであったが、2016年度からは、原則として6ヶ月以上（450時間）の実務者研修の受講もそれに加えられることになっている<sup>(31)</sup>。

つぎに、福祉系高校ルートについてみてみよう。同ルートは、「文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法」<sup>(32)</sup>にあたる。2013年度の福祉系高校ルートによる資格取得者の数は約0.3万人<sup>(33)</sup>で、3つの

---

(25) 北村喜宣、前掲文献、182頁。

(26) 安藤美弥子「21世紀の介護福祉士養成教育に関する一考察」『名古屋文理大学紀要』第6号、2006年、105頁。

(27) 北村喜宣、前掲文献、182頁。

(28) 介護に関する技能検定については、「労働省と厚生省の調整がつめられず未実施のまま廃止された」。豊田正利「介護福祉士養成教育の課題と展望－資格創設から今日に至る状況の概観をとおして－」『保健福祉学研究』No.6、2008年、156頁。

(29) 安藤美弥子、前掲文献、105頁。

(30) 厚生労働省『介護人材の確保について』（第1回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（2014年10月27日）資料2）、36頁。<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisakutoukatsukan-sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000062879.pdf> (accessed June 1, 2015).

(31) 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、前掲文献、11頁。

(32) 厚生労働省、前掲文献、36頁。

(33) 同上。

ルートの中で最少である。

この福祉系高校の履修期間は3年以上で、指定科目の要修得単位数は53単位（1単位を35時間として換算した場合、履修時間は1,855時間に相当）である<sup>(34)</sup>。なお、特例高校（履修期間が3年以上で、指定科目の要修得単位数は34単位（1単位を35時間として換算した場合、履修時間は1,190時間に相当））を卒業し、9ヶ月以上の実務経験を経た後に、国家試験に合格すると資格を取得できるという特例措置については、2013年度入学者をもって終了となる予定であった。しかし、地域における介護福祉士の育成機会を維持するという理由から、2016年度から2018年度までの入学者を対象として、同措置を再実施する予定となっている<sup>(35)</sup>。

さいごに、養成施設ルートについて確認しよう。同ルートは、「厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得する方法」<sup>(36)</sup>に相当する。なお、2013年度の養成施設ルートによる資格取得者の数は約1.3万人<sup>(37)</sup>で、最多の実務経験ルートによる資格取得者の数には遠く及ばない状況にある。

上述したように、資格創設時より、介護福祉士養成施設の卒業者は国家試験を受験することなく、介護福祉士資格を取得することができた。しかし、2007年及び2011年の福祉士法の改正によって、養成施設の卒業者についても介護福祉士国家試験の受験が義務づけられることになり、2022年度以降は、同国家試験に合格した場合のみ、介護福祉士資格を取得できるという形に変更される予定となっている<sup>(38)</sup>。こうした国家試験の受験義務化は、「介護福祉士としての完成度を均質化することにつながると、養成施設の関係者からも評価されているところである<sup>(39)</sup>。

なお、一定の養成教育ないし実務者研修を受けた後に国家試験を受験するという形での介護福祉士資格の取得方法の一元化は、当初2012年から行われることになっていたが、2度の延期<sup>(40)</sup>を経て、ようやく実現の運びとなる予定である。もっとも、各取得ルートによって、介護福祉士国家試験の受験要件（学歴や教育研修期間など）に違いがあるため、介護福祉士養成施設で「学ぶ意義が不明確になった」という声もあがっている<sup>(41)</sup>。

### 3－2. 大学での介護福祉士養成に関する現況

周知のとおり、介護福祉士養成は、大学だけで行われているわけではない。その他に、専門学校や短期大学（以下、「短大」と表記）でも実施されている<sup>(42)</sup>。つまり、介護福祉士の養成施設は重複し

(34) 厚生労働省、前掲文献、36頁。

(35) 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、前掲文献、12頁。

(36) 厚生労働省、前掲文献、36頁。

(37) 同上。

(38) 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、前掲文献、11頁。

(39) 井上千津子「4年制大学における介護福祉教育の社会的意義」『京都女子大学生活福祉学科紀要』第4号、2008年、2頁。

(40) 厚生労働省、前掲文献、37頁。

(41) 藤原素子「4年制大学における介護福祉士養成17年を振り返って」『人間福祉研究』第18号、2015年、4頁。

(42) その他、高等学校専攻科でも養成されているが、その課程数は2013年度時点では2課程と極めて少ないため、本稿の分析・論述からは除外する。

ているのである。

これらの3つの教育機関のうち、福祉士法が公布された翌年の1988年度に、介護福祉士の養成施設として認可を受けたのは、専門学校（18校）と短大（7校）であった<sup>(43)</sup>。大学については、1992年度になって、ようやく最初の養成施設が誕生するに至る<sup>(44)</sup>。その後、介護福祉士養成を行う大学は徐々に増加し、2013年度時点では、その数は62大学にのぼっている。なお、その大半は私立大学であるが、それらの大学の多くは「少子化に伴う学生の減少傾向の中で、厳しくなる大学経営の活路として」、つまり、「学生の確保へ結びつけたいというねらい」から、養成施設の認可を受けて、介護福祉士養成を行っているという<sup>(45)</sup>。もっとも、ここ数年の間で、介護福祉士養成課程の学生募集を停止した大学も数校存在する<sup>(46)</sup>。

ここで、2013年4月時点の介護福祉士養成施設に関するデータを確認してみよう（表1<sup>(47)</sup>参照）。

【表1】介護福祉士養成施設に関するデータ

	大学	短大	専門学校
課程数	66	88	260
定員	2,165	3,711	12,905

表1のとおり、大学の養成課程数及び定員は、3つの教育機関の中で最も少ない。実は、専門学校的養成課程数及び定員が、圧倒的に多い。つまり、現在、介護福祉士養成は、専門学校を中心に行われているのである。社会福祉士が、主に大学で養成されているのとは対照的であるといえる。なお、上記の3つの教育機関の介護福祉士養成課程では、入学者の定員割れという事態が生じている。ちなみに、大学の定員充足率は54.1%と深刻な状況にある<sup>(48)</sup>。

介護福祉士養成施設の認定を受けた大学（4年制）は、専門学校（2年制が主流）及び短大（2年制）と同じ2年課程<sup>(49)</sup>を設け、1,850時間の養成教育を行っている。このことは、学生が高卒2年レ

(43) 安藤美弥子、前掲文献、106頁。

(44) 宮内寿彦、前掲文献、99頁。

(45) 井上千津子、前掲文献、2頁。

(46) 『介護福祉士養成大学連絡協議会ニュース』2012年10月26日。

<http://www.kaigo-university.com/wp/?m=201210> (accessed June 1, 2015).

(47) 労働政策研究・研修機構『日本介護人材需給構造の現状と課題—介護職の安定的な確保に向けて—』労働政策研究・研修機構、2014年、33頁の図表2-2に基づき、一部のデータなどを割愛して、筆者が作成。

(48) 小坂淳子「日本の介護福祉士養成の歴史とその特徴」日本介護福祉士養成施設協会・近畿ブロック会（編）『介護福祉士のグランドデザイン—明日の介護福祉士資格と、人材の確保・育成—』中央法規出版、2014年、168頁。

(49) 「高等学校卒業者等が養成施設等において2年以上必要な知識・技能を学ぶ課程」を指す。なお、同課程以外に、介護福祉士養成施設である一部の専門学校と短大には、数は少ないものの、「保育士養成施設卒業者等が養成施設等において1年以上必要な知識・技能を学ぶ課程」なども設置されている。厚生労働省『介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて』、2008年、7頁参照。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei02.pdf> (accessed June 1, 2015).

ベルに相当する介護福祉士資格を取得できるように、専門学校や短大と同一の基準に基づいた養成教育を大学で実施していることを意味する。

上記の養成施設共通のカリキュラム基準（2007年度改正）は、①介護の基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」（240時間）、②尊厳の保持や自立支援の考えを踏まえて生活を支えるための「介護」（1,260時間）、③多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」（300時間）という3つの領域で構成されている。時間数が総時間数の約7割を占めている点からわかるように、3つの領域の中で、介護に関する専門的技術・知識が付与される「介護」領域が中心に位置づけられている。なお、同領域には、450時間の介護実習が含まれる。残りの「人間と社会」と「こころとからだのしくみ」の両領域では、介護に必要な周辺知識が付与されることになっている<sup>(50)</sup>。さらに、2011年の福祉士法の改正によって、介護福祉士が業務として喀痰吸引などを行えるようになったため、現在、医療的ケアに関する基本研修（50時間）もカリキュラムに追加されている<sup>(51)</sup>。

なお、介護福祉士養成施設において、上述の各領域の科目編成や授業担当を行う専任教員は、「厚生労働省要件（現場経験5年・介護教員研修会修了など）」を満たす必要があるが、大学や短大で介護福祉士養成に携わる専任教員の場合、それに加えて、「文部科学省の要件（大学院卒・研究業績など）」もクリアしなければならない<sup>(52)</sup>。

さて、上記の介護福祉士養成施設は、その全国団体である日本介護福祉士養成施設協会（公益社団法人）を設立している。既述したように、専門学校が介護福祉士養成施設の圧倒的多数を占めていることもあり、同協会の会員は専門学校関係者が中心である。こうした状況下において、2007年度改正に向けて取り組まれていた、介護福祉士養成のためのカリキュラム基準の見直し作業が「専門学校を中心に進められてしまい、科目の読み替えや教員の配置基準などが異なる大学特有の課題が十分に勘案されていないのではないか」という声が、その当時、大学関係者から強まったという<sup>(53)</sup>。さらに、同関係者より、「新カリキュラムへの対応という現実的な課題だけでなく、これを機に介護福祉教育のあり方を根本的に考えてみるべきではないか」という主張も繰り広げられた<sup>(54)</sup>。

こうした主張などに促され、2008年に、介護福祉士養成施設の認定を受けた大学（以下、「介護福祉士養成大学」と表記）は独自に、介護福祉士養成大学連絡協議会を発足させるに至った。その規約によれば、「介護福祉士教育における大学教育の内容充実を図るとともに、介護福祉士教育の情報交換、介護福祉に関する研究開発及び知識の普及に努め、時代の要請に応える大学教育のあり方を探求すること」が同協議会の目的であるという。このような目的を達成するために、介護福祉士養成大学連絡協議会は、たとえば各年度の総会において、「大学教育の中で介護福祉士を養成することの意味を問う」や、「四年制大学における介護福祉士養成の意義とあり方を考える」などのテーマで、シンポジウムも開催しているところである。

(50) 以上のカリキュラム基準に関する記述はすべて、注49の文献の5～8頁に基づいている。

(51) 小坂淳子、前掲文献、189頁。

(52) 井上千津子、前掲文献、2頁。

(53) 「介護福祉士養成大学連絡協議会が発足」『シルバー新報』2008年8月8日。

(54) 同上。

#### 4. 大学での介護福祉士養成の価値向上を図る動き

上記の介護福祉士養成大学連絡協議会は、2014年に、介護福祉士養成大学61校に対してアンケート調査を実施している（回収率59.0%）。同調査の質問項目の中で、とりわけ注目に値するのは、大卒介護福祉士の「強み」と「将来担う役割」について尋ねている、問15と問16である。以下、これらの回答結果について確認してみよう。

問15では、「貴大学介護福祉養成では、四年制大学卒業の介護福祉士の強みはどのようなものだとお考えですか」という質問に対する回答としてあてはまるものを、17の選択肢（「その他」を含む）の中から、すべて選択することが求められている（回答校数は35校）。なお、選択した理由については、同アンケート調査では尋ねられていない（問16についても同様）。

さて、その回答結果をみると、「根拠に基づいた介護実践ができる」（30校）や「アセスメント能力が高い」（25校）という回答が多いことがわかる<sup>(55)</sup>。こうした回答結果に基づき、同調査の報告書では、各介護福祉士養成大学が、「四年制大学卒業の介護福祉士の強みは、単に生活を支援する技術を提供することができることや、即戦力となることではなく、目の前に居る利用者に対して、根拠のある介護を計画的に展開できる」ということが強みであると意識していることが推察される<sup>(56)</sup>と述べられている。

つぎに、問16の回答結果に目を向けてみよう。問16では、「貴大学介護福祉養成では、四年制大学卒業の介護福祉士が将来どのような役割を担うと考えておられるかを教えてください」という質問に対する回答としてあてはまるものを、12の選択肢（「その他」を含む）の中から、すべて選択することが求められている（回答校数は36校）。

最も多かったのは、「介護職のリーダー」（29校）という回答である<sup>(57)</sup>。かかる回答結果から、各介護福祉士養成大学が、「無資格者、初任者研修、実務者研修を経て介護福祉士資格を取得している者、専門学校や短期大学などの養成校出身により介護福祉士資格を取得した者とさまざまな背景を持った人達で構成されている介護職チームのリーダーは四年制大学卒業の介護福祉士が担う役割として考えている」<sup>(58)</sup>ことが垣間見える。

以上のような回答結果などを踏まえ、介護福祉士養成大学連絡協議会は、今後、①介護福祉士養成大学における現行の介護福祉士養成教育に、教育・研究関連科目やマネジメント関連科目などを加えた、1,850時間+αの4年間にわたる教育を受けた者が取得できる資格（上級介護福祉士（仮称））を創設し、②介護福祉士養成大学卒業の介護福祉士を、「ワンランク上の介護福祉士」として位置づけることを提唱している<sup>(59)</sup>。もっとも、現在までのところ、その具体的なカリキュラム案は示されていない。また、そもそも上記の提案については、根拠や理由が必ずしも判然としないため、その実効性ないし実現可能性は定かではない。

(55) 介護福祉士養成大学連絡協議会『四年制大学における介護福祉士養成教育について（第1報）—四年制大学介護福祉士養成教育の独自性と教育方法についての調査—』、2014年、18頁。

(56) 同上。

(57) 同上、20頁。

(58) 同上、21頁。

(59) 今後の四年制大学における介護福祉士養成教育の在り方について（2014年11月）。

<http://www.kaigo-university.com/wp/?p=76> (accessed June 1, 2015).

他方、近年、大学における介護福祉士養成の意義や根拠などについて、大学の介護福祉士養成課程の教員（以下、「介護福祉士養成大学の教員」と表記）からも様々な見解が発信されているところである。その中で、さしあたり注目すべきは、井上千津子の見解であろう。

井上は、「4年制大学における介護福祉教育の社会的意義」というタイトルの総説原稿の中で、介護福祉教育における大学教育の意義として、7つの点を挙げている。かかる井上の見解は、上記の介護福祉士養成大学連絡協議会のWebサイトにも掲載されていることから、一定の影響力を有するものであるといってよい。ただし、井上が示した7点の中に、大学教育の意義とは異なる次元の内容や根拠が曖昧な見解が少なからず含まれている点については、留意が必要である。

さて、井上が挙げた介護福祉教育における大学教育の意義のうち、特記に値するのは、「多様性のある介護福祉教育による汎用性や創造能力の育成」という点であると思われる。井上によれば、介護福祉士養成大学では、「介護福祉士資格要件に合致した科目設定にとどまらず」、それらに他の科目を加えた、「多様なカリキュラム設定が可能であり、その結果、汎用性や創造的思考力をもった人材養成が可能になる」という<sup>(60)</sup>。

井上が指摘するように、専門学校や短大よりも、4年間の教育期間を有する大学では、介護福祉士養成のためのカリキュラム基準に合致した科目のほかに、「他資格課程との併修や教養科目などを加え、大学ごとに特色あるカリキュラム」<sup>(61)</sup>を作成することができる。ただし、介護福祉士養成大学において、他の養成施設との差異化を図るため、「介護福祉士のみの資格取得とし、専門領域を高度化、特化した『専門介護福祉士』養成のための、まさしく大学の独自性、創意工夫に満ちたカリキュラムを策定する」<sup>(62)</sup>というような動きはみられない。

同大学は、「介護福祉士に関する知識をより深めるという方向ではなく、他資格の取得や他学問の履修などを推奨する形で」<sup>(63)</sup>、他の介護福祉士養成施設との差異化を図ろうとしているのである。実際のところ、介護福祉士養成大学ではほぼ例外なく、介護福祉士資格だけでなく、他の資格のための養成教育が実施されている。同大学の中で最も多いのは、介護福祉士と並行して、社会福祉士を養成するケースである<sup>(64)</sup>。

このように、介護福祉士資格と社会福祉士の国家試験受験資格（卒業までに資格取得が可能）を同時に取得することができるのは、介護福祉士養成施設の中で、大学のみである。それゆえ、介護福祉士養成大学の教員によって、介護福祉士と並行して社会福祉士の養成教育を行うことで、「幅広く多様なニーズに対応できる人材」<sup>(65)</sup>や、「介護だけでなくソーシャルワークやケアマネジメントなど関連領域の知識・技術を身につけた」<sup>(66)</sup>人材の養成が可能であるという点も、大学で介護福祉士を養成する意義ないし根拠の1つであるとみなされているところである。また、同大学の教員の中には、介護福祉士資格と社会福祉士資格の同時取得は、「ケアワークと平衡しソーシャルワークを学ぶ」こと

(60) 井上千津子、前掲文献、3頁。

(61) 佐々木宰、前掲文献、46頁。

(62) 豊田正利、前掲文献、163頁。

(63) 白旗希実子、前掲文献、216頁。

(64) 介護福祉士養成大学連絡協議会、前掲文献、6頁。

(65) 宮内寿彦、前掲文献、102頁。

(66) 佐々木宰、前掲文献、48頁。

になるため、学生が「ケアワークは福祉の一部分であることを認識し、独自の福祉概念を創造できるはず」と主張する者もいる<sup>(67)</sup>。さらに、現在、介護福祉士養成大学における介護福祉士と社会福祉士の養成教育の並行実施は、同大学の学生に対して、以下のような想定外の効果もたらしている。

介護福祉士にとって、社会福祉士に必須の知識・技術のすべてが必要なわけではないものの、一般に、「ケアワークの展開にとってソーシャルワークの機能」は不可欠なものであるといわれている<sup>(68)</sup>。実際、「介護福祉の実践現場では、ケースワーク、グループワーク、コミュニティワークなど、相談援助を通して、社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）を駆使した対応が数多くみられる」のである<sup>(69)</sup>。

にもかかわらず、現在、「政策的にも制度的にも、ケアワークからソーシャルワークが分離されている」状態にある<sup>(70)</sup>。実は、2007年度に改正された介護福祉士養成のためのカリキュラム基準において、社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）に関する科目が廃止された。つまり、介護福祉士養成施設の学生が、介護福祉士養成のためのカリキュラム基準に合致した科目の中で、ソーシャルワークを体系的に学ぶ機会がなくなったのである<sup>(71)</sup>。介護福祉士養成のためのカリキュラム基準の再改正によって、こうした事態は解消し得るが、介護福祉士養成大学の場合、介護福祉士と並行して社会福祉士の養成教育を行えるため、現時点でも、介護福祉士養成施設の中で唯一、介護福祉士にも必要なソーシャルワークを体系的に学ぶ機会を学生に提供することが可能になっている。

## 5. おわりに

さいごに、大学での介護福祉士養成に関する現況と動向、課題について、総括しておきたい。

大学の介護福祉士養成課程では、入学者の定員割れや学生募集の停止といった事態が生じている。また、介護現場での役割が明確化されないまま、大卒介護福祉士が、短大卒及び専門学校卒、高卒の介護福祉士やホームヘルパー、無資格者などと同じような業務に従事するケースが生じている。このことは、大卒という学歴に応じた職業的地位や賃金が得られないという、大卒介護福祉士の「学歴インフレ」というべき事態が生じつつあることを意味する。大学における介護福祉士養成には、以上のような厳しい現実が横たわっている。

こうした状況下において、介護福祉士養成大学の教員や同大学が結集した介護福祉士養成大学連絡協議会が中心となって、大学における介護福祉士養成の意義や在り方などについて、様々な主張を繰り広げている。たとえば、介護福祉士養成大学の教員によって、4年間という教育期間を有する大学であるからこそ、介護福祉士養成のためのカリキュラム基準に合致した科目だけでなく、多様なその他の科目も加えて、カリキュラムを作成できるため、汎用性や創造的思考力をもった介護福祉士や、幅広く多様なニーズに対応できる介護福祉士の養成が可能であるとの主張がなされている。

(67) 櫻井美帆子「4年制大学における介護福祉士養成教育の現状と展望」『道都大学紀要社会福祉学部』第32号、2007年、141頁。

(68) 小嶋章吾「介護福祉学の構築に向けて—ケアワークにおけるソーシャルワークの不可欠性—」『介護福祉学』第21巻第1号、2014年、74頁。

(69) 八木裕子「介護福祉士資格がソーシャルワークにもたらしたもの—介護福祉士にソーシャルワークは不要なのか—」『ソーシャルワーク研究』第37巻第2号、2011年、27頁。

(70) 小嶋章吾、前掲文献、74頁。

(71) 同上、71-72頁。

さらに、介護福祉士養成大学連絡協議会によって、1,850時間+ $\alpha$ の4年間にわたる教育を受けた者が取得できる資格をあらたに創設し、大卒の介護福祉士をワンランク上の介護福祉士として位置づけることも提唱されているところである。ただし、現在までのところ、こうした質の高い介護福祉士を養成するために、介護福祉士養成に特化したカリキュラムを作成し、介護福祉に関する専門教育を高度化するという動きは確認できない。

いずれにせよ、残念ながら、上記のような主張や提案によって、大学における介護福祉士養成の価値が飛躍的に高まる兆しあり得ない。その要因の1つは、これらの主張や提案が、学術的な研究の成果などの客観的な根拠に基づきながら、必ずしも説得力を伴う形で展開されていないことがあるといえる。大学における介護福祉士養成の意義や在り方などが、介護福祉士養成大学の教員によって、やや漠然と主観的に主張されるくらいが認められる。一般に、同大学の教員の主張は、「汎用性や創造的思考力をもった人材養成が可能」など、大学における介護福祉士養成の様々な可能性を指摘しているものの、推測の域を出でていない。

たしかに、近年、大学での介護福祉士養成の意義や在り方などを問うことが必要であるという認識が、介護福祉士養成大学の教員の間で高まりつつある。しかし、実際のところ、こうした認識が一定水準の研究の遂行には結びついていない。大学における介護福祉士養成の意義や在り方の明確化に資する本格的な研究の遂行は、いまだ課題として残されたままになっている。

本来、大学で介護福祉士養成を行うことが求められるのは、少なくとも、①根拠に基づいた介護実践の展開に、大学で付与される高度な知識・理論や科学的認識が必要とされ、②4年間の養成教育を受けて、こうした高度な知識・理論などを獲得した人材が介護事業所や介護サービスの利用者に必要とされる場合であるといつてよい。

管見の限り、このような職業活動上の必要性や雇用者と利用者の需要を実証的に明らかにすることを試みた研究は存在しない。説得力を伴う形で、大学における介護福祉士養成の意義や在り方を示すためにも、介護福祉士の職務分析や雇用者と利用者の介護人材に対するニーズ分析などの学術的な研究の進展が求められるといえよう。

# The Actual Situation and Problem of Care Worker Training in University

Hisaharu YOSHIDOME

## Abstract

In this paper I tried to clarify the research trend, actual situation and problem of care worker training in university in Japan as part of the research on vocational education in higher education institutions.

The main results of analysis are summarized as follows:

1. A large number of researches have been carried out into the curriculum standards for care worker training. Most researches, however, have not focused on the actual situation of care worker training in university. Moreover, existing research have not clarified the significance and justification of care worker training in university.
2. In recent years, some of teaching staff in care worker training course of university often make a comment on the significance and justification of care worker training in university. However, most of teaching staff's opinion lacks clarity. In other words, it is not necessarily clear what is the basis of their opinions.
3. From the above-mentioned facts one can say that the significance and justification of care worker training in university are cloudy at the present time. I must point out that job analysis of care worker and the survey of the needs for care worker who graduated from university of institutions and establishments for long-term care and their user are required to make the significance and justification of care worker training in university clear.